

鳥取県企業内支援強化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県企業内支援強化補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第79条第2項に定める障害者職業生活相談員（以下「相談員」という。）について、同施行規則（昭和51年労働省令第38号）第38条第1項に定める数に満たない数の障がい者を雇用する事業主が相談員を設置した場合に、障がい者が働きやすい設備・機器等を整備する経費を補助することにより、障がい者の職場定着等の促進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を実施する同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業実施に先立って行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費総額の増額及び2割を超える減額以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助事業対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
鳥取県企業内支援強化補助	<p>本補助事業が完了する時まで、下記の（1）から（4）をすべて満たしていること。</p> <p>（1）鳥取県内に事業所を有する事業主であること</p> <p>（2）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に定める雇用義務等を満たしていること</p> <p>（3）障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第38条第1項に定める数に満たない数の障がい者を雇用していること</p> <p>（4）障害者職業生活相談員を選任し、所管する公共職業安定所に届け出ていること</p>	<p>障がい者の職場定着を図るため、障がい特性に応じて必要となる設備の整備、機器の購入、リース等の費用（例）</p> <p>衝立、ノイズキャンセリング・ヘッドホン、身体障がい者向け特殊工具、体調管理のパソコンソフト等</p>	2分の1	<p>雇用している障がい者1人あたり50千円</p> <p>かつ</p> <p>1社あたり100千円</p>

鳥取県企業内支援強化補助金計画（報告）書

1 事業者情報

法人名	
事業所住所	〒
障がい者雇用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用率 % ・ 労働者数 人 ・ 障がい者雇用数 人 <p style="text-align: right;">（申請日時点）</p>
企業担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

2 事業内容等

障害者職業生活相談員		氏名 活動状況（予定含む）
実施内容	事業実施時期	年 月
	補助対象物品	内容（購入又はリース予定の物品と金額） 目的
消費税の取扱い		一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

3 他の補助金の活用の有無（有 ・ 無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 添付書類

障害者職業生活相談員選任報告書の写し、障害者職業生活相談員資格認定講習の修了証の写し、障害者職業生活相談員を選任したことを証する事業主の証明書のいずれか

鳥取県企業内支援強化補助金収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較	備考
県補助金				
その他				
合計				

2 支出

（単位：円）

	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較	備考
需用費				
役務費				
使用料 賃借料				
合計				

第 年 月 日 号

様

鳥取県知事



鳥取県企業内支援強化補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県企業内支援強化補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及び交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県企業内支援強化補助金交付要綱（令和2年 月 日第 号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

申請者名： 印

鳥取県企業内支援強化補助金に係る消費税控除仕入税額報告書

年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について鳥取県企業内支援強化補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額の確定額
（ 年 月 日付第 号による補助金交付決定額）
金 円（A）
- 2 確定額に係る補助対象経費の額
金 円（B）
- 3 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円（C）
- 4 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円（D）
- 5 補助金返還相当額 $((D) - (C)) \times (A) / (B)$
金 円

（注）内訳資料及びその他参考となる資料を添付してください。